令和８年度
固定資産税（償却資産）申告の手引き

町税につきましては、日頃よりご理解・ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
固定資産税は、土地及び家屋のほかに、償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。
償却資産を所有されている方は、毎年１月１日（賦課期日）現在所有している償却資産について申告していただく必要があります（地方税法第３８３条）。
つきましては、この手引きを参照し、申告書等を作成のうえ、期限までにご提出ください。
申告書の提出期限は、**令和８年２月２日（月）**です。

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

豊山町マスコットキャラクター「地空人くん」

【目　次】

１	償却資産とは	１頁
２	申告について	３頁
３	申告の方法について	４頁
４	償却資産の評価方法	５頁
５	その他	８頁
【申告書等の記載例】		９頁

豊山町総務部税務課

〒480-0292　愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄 260 番地
電話（0568）28-2434（直通）
FAX（0568）28-2870
豊山町ホームページ　https://www.town.toyoyama.lg.jp/

※償却資産申告書、種類別明細書（増加資産・全資産用及び減少資産用）は、豊山町のホームページ（https://www.town.toyoyama.lg.jp/kurashi/sinseisyo/1001434.html）からダウンロードできます。

1　償却資産とは

（１）償却資産とは

償却資産とは、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上、損金又は必要な経費に算入されるものをいいます。

①主な事業の例

飲食店、理容・美容業、工場・倉庫、食品製造・加工業、病院（診療所や歯科業等）、商店・小売店、賃貸住宅（貸家・共同住宅等）、貸駐車場、娯楽施設（カラオケボックス・ゲームセンター等）、ホテル・旅館、給油所、売電事業など

②主な償却資産の種類

資産の種類		主な償却資産の例
１　構築物	構築物	舗装路面（共同住宅等の駐車場舗装も含む）、庭園、門・塀・緑化施設等の外構工事、広告設備、外灯、ゴルフ練習場等施設など
	建物附属設備	受変電設備、予備電源設備、その他建築設備、内装・内部造作等 （本頁「（２）家屋と償却資産の区分」をご参照ください。）
２　機械及び装置		各種製造設備等の機械及び装置、クレーン等建設機械、機械式駐車設備（ターンテーブルを含みます。）など
３　船舶		ボート、漁船、遊覧船、貨物船など
４　航空機		飛行機、ヘリコプター、グライダーなど
５　車両及び運搬具		大型特殊自動車（分類番号が「0、00 から 09 及び 000 から 099」、「9、90 から 99 及び 900 から 999」の車両）、荷車、手押車、構内運搬具など
６　工具・器具及び備品		パソコン、陳列ケース、看板（ネオンサイン）、医療機器、測定工具、金型、理容及び美容機器、衝立、ルームエアコン、応接セット、レジスター、コピー機、自動販売機など

（２）家屋と償却資産の区分

家屋（建物）には、電気設備、給排水設備、衛生設備、空調設備、運搬設備等の建築設備（家屋と一体となって家屋の効用を高める設備）が取り付けられていますが、独立した機器としての性格が強いもの、特定の生産又は業務の用に供されるもの等については、償却資産として取扱います。詳しくは、２頁＜家屋と償却資産の区分表＞をご覧ください。

＜賃借人が施工した内装や建築設備等について＞

賃借人（テナント）等が取り付けた事業用の内装・造作及び建築設備等については、地方税法第３４３条第９項及び豊山町税条例第５２条第８項の規定により、賃借人（テナント）等の償却資産として取扱います。したがって、当該設備は賃借人（テナント）等の方が償却資産として申告してください。

＜家屋と償却資産の区分表＞　　※下の表は、主な設備等の例示です。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係			
			同じ場合		異なる場合	
			家屋	償却資産	家屋	償却資産
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			○
電気設備	受変電設備	設備一式		○		○
	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		○		○
	中央監視設備	設備一式		○		○
	電灯コンセント設備、照明器具設備	屋外設備一式		○		○
		屋内設備一式	○			○
	電力引込設備	引込工事		○		○
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	LAN 設備	設備一式		○		○
	電話設備	電話機、交換機等の機器		○		○
		配管・配線、端子盤等	○			○
	放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器		○		○
		配管・配線等	○			○
	インターホン設備	集合玄関機、親機・子機等	○			○
	監視カメラ（ITV）設備	受像機（テレビ）、カメラ		○		○
		配管・配線等	○			○
	避雷設備	設備一式	○			○
	火災報知設備	設備一式	○			○
	盗難非常通報装置	設備一式	○			○
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		配管、高架水槽、受水槽、ポンプ等	○			○
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○		○
		局所式給湯設備（ユニットバス用、床暖房用等）、中央式給湯設備	○			○
	ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備		○		○
		屋内の配管等	○			○
	衛生設備	設備一式（洗面器、大小便器等）	○			○
	消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等		○		○
		消火栓設備、スプリンクラー設備等	○			○
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛型）、特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	換気設備	特定の生産又は業務用設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
その他の設備等	自動車管制装置	設備一式	○			○
	駐車場設備	機械式駐車設備（ターンテーブルを含む）、料金精算機、駐車券発行機、カーゲート、フラッパーゲート等		○		○
	運搬設備	工場用ベルトコンベア		○		○
		エレベーター、エスカレーター、小荷物専用昇降機等	○			○
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）、寮・病院・社員食堂等の厨房設備		○		○
		上記以外の設備	○			○
	その他の設備	洗濯設備、冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POS システム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切（衝立）、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		○		○
外構工事	外構工事	工事一式（門・塀・緑化施設等）		○		○

２　申告について

（１）申告していただく方

令和８年１月１日現在、豊山町内に償却資産を所有されている法人及び個人が対象となります。なお、次に掲げる場合でも申告が必要となりますのでご注意ください。

① 廃業・解散や、豊山町外への移転があった場合　→資産減少の申告
② 申告の対象となる資産を所有していないが、事業を行っている場合　→該当資産なしの申告
③ 所有する資産の内容について変更がない場合　→資産の増減なしの申告
④ 償却資産を、他者に貸し付けている場合（リース業）

（２）申告書の提出期限と提出先

令和８年２月２日（月）　　〒480-0292　（住所記載不要）
豊山町役場　総務部税務課課税グループ（償却資産担当）

※申告書を郵送される方で控の返送をご希望の場合は、必ず返信先を明記した封筒に切手を貼付の上、同封してください。

（３）申告の対象となる資産

令和８年１月１日現在において、事業の用に供することができる資産が対象です。次に掲げる資産も申告の対象となりますので、ご注意ください。

① 建設仮勘定で経理されている資産
② 決算期以後１月１日までの間に取得された資産で、まだ固定資産勘定に計上されていない資産
③ 簿外資産（会社の帳簿の記載されていない資産）
④ 償却済資産（減価償却が終わった資産）
⑤ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
⑥ 未稼働資産（既に完成しているが、未だ稼働していない資産）
⑦ 借用資産（リース資産）で、契約の内容が割賦販売と同等である資産
⑧ 取得価格が３０万円未満の資産で、税務会計上租税特別措置法第２８条の２または第６７条の５の適用により即時償却した資産

（４）申告の対象とならない資産

次に掲げる資産は、償却資産の対象とならないため申告の必要はありません。

① 自動車税・軽自動車税の課税対象となるべきもの（例：小型フォークリフト等）
② 無形固定資産（例：アプリケーションソフトウエア、特許権、実用新案権等）
③ 繰延資産
④ 平成１０年４月１日以後開始の事業年度に取得した償却資産で、
・耐用年数が１年未満又は取得価額が１０万円未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの（一時に損金算入しているもの又は必要経費としているもの）
・取得価額が２０万円未満の償却資産を、税務会計上３年間で一括償却しているもの
⑤ 平成２０年４月１日以降に締結されたリース契約のうち、法人税法第６４条の２第１項又は所得税法第６７条の２第１項に規定するリース（所有権移転外リース及び所有権移転リース）資産で取得価額が２０万円未満のもの

３　申告の方法について

（１）申告方式

①　一般方式

前年中に増加又は減少した資産を申告していただく方式です。評価額の計算は豊山町で行います。なお、前年中に資産の増減が無い場合でも、申告書の提出は必要です。

②　電算処理方式

賦課期日（１月１日）現在所有している全ての資産について、申告者が評価額等を計算した上で申告していただく方式です。

（２）提出書類

申告方式	申告していただく方	申告していただく資産		提出書類		
		R8.1.1 現在において所有されている全ての償却資産	R7.1.2 から R8.1.1 までの間に増加又は減少した償却資産	償却資産申告書	種類別明細書	
					増加資産・全資産用	減少資産用
一般方式	はじめて申告される方	○		○	○	
	増加減少した資産のある方		○	○	○＊１	○＊２
	増加減少した資産のない方			○＊３		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方		○	○＊４		○
	償却資産を所有していない方			○＊５		
電算処理方式	はじめて申告される方	○＊６		○	○＊７	
	前年以前に電算処理方式により申告された方					
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方			○＊４		
	償却資産を所有していない方			○＊５		

＊１　増加した資産のみを記載してください。同封しました「償却資産細目一覧表」（前年度の申告資産を印字したもの）に無い前年前に取得した資産がありましたら、そちらも記載してください。なお、「償却資産細目一覧表」の返送は不要です。

＊２　減少した資産のみを記載してください。同封しました「償却資産細目一覧表」（前年度の申告資産を印字したもの）にある資産情報を「種類別明細書（減少資産用）」に転記して申告してください。なお、「償却資産細目一覧表」の返送は不要です。

＊３　償却資産申告書の「18 備考」欄に「増減なし」と記載してください。

＊４　償却資産申告書の「18 備考」欄にその旨（令和○年○月廃業等）を記載してください。

＊５　償却資産申告書の「18 備考」欄に「該当資産なし」と記載してください。

＊６　電算処理方式で申告していただく場合は、評価額等を算出してください。次年度以降に印字された申告書を送付する必要がない場合は、「18 備考」欄にその旨を記載してください。

＊７　種類別明細書には、資産ごとに評価額、課税標準額等を記載してください。

※　自社作成の様式で申告される方は、全国的に統一された様式にある項目の全てを記載し、用紙サイズはＡ４サイズで統一してください。

（３）電子申告による申告データ等の提出

償却資産の申告は、ｅＬＴＡＸ（エルタックス：地方税ポータルシステム）により、電子申告することも可能です。サービス・利用方法の詳細は、下記からご確認ください。

・ｅＬＴＡＸホームページ　https://www.eltax.lta.go.jp/　・ヘルプデスク　℡0570－081459

※　ｅＬＴＡＸで申告された方には原則として次年度以降に印字された申告書を送付しません。

※　豊山町では、プレ申告データの送信を行っておりません。

４　償却資産の評価方法

（１）償却資産の評価方法

償却資産の評価は、当該償却資産の取得価額を基準とし、その耐用年数に応じた減価を考慮してその価格（評価額）を求めます。

資産一品ごとに次の計算を行い、価格（評価額）を求めます。

① 前年中に取得された償却資産

価格（評価額）＝取得価額×（１－減価率／２）

② 前年前に取得された償却資産

価格（評価額）＝前年度の価格×（１－減価率）

※ただし、②により求めた額が、取得価額の５％の額よりも小さい場合は、取得価格の５％の額を当該年度以降の価格（評価額）とします。

【減価率・減価残存率】（減価率は固定資産評価基準別表第１５より抜粋）

耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率		耐用年数	減価率 r	減価残存率	
		前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得			前年中取得	前年前取得
		1－r／2	1 － r			1－r／2	1 － r			1－r／2	1 － r
2	0.684	0.658	0.316	19	0.114	0.943	0.886	36	0.062	0.969	0.938
3	0.536	0.732	0.464	20	0.109	0.945	0.891	37	0.060	0.970	0.940
4	0.438	0.781	0.562	21	0.104	0.948	0.896	38	0.059	0.970	0.941
5	0.369	0.815	0.631	22	0.099	0.950	0.901	39	0.057	0.971	0.943
6	0.319	0.840	0.681	23	0.095	0.952	0.905	40	0.056	0.972	0.944
7	0.280	0.860	0.720	24	0.092	0.954	0.908	41	0.055	0.972	0.945
8	0.250	0.875	0.750	25	0.088	0.956	0.912	42	0.053	0.973	0.947
9	0.226	0.887	0.774	26	0.085	0.957	0.915	43	0.052	0.974	0.948
10	0.206	0.897	0.794	27	0.082	0.959	0.918	44	0.051	0.974	0.949
11	0.189	0.905	0.811	28	0.079	0.960	0.921	45	0.050	0.975	0.950
12	0.175	0.912	0.825	29	0.076	0.962	0.924	46	0.049	0.975	0.951
13	0.162	0.919	0.838	30	0.074	0.963	0.926	47	0.048	0.976	0.952
14	0.152	0.924	0.848	31	0.072	0.964	0.928	48	0.047	0.976	0.953
15	0.142	0.929	0.858	32	0.069	0.965	0.931	49	0.046	0.977	0.954
16	0.134	0.933	0.866	33	0.067	0.966	0.933	50	0.045	0.977	0.955
17	0.127	0.936	0.873	34	0.066	0.967	0.934	・・・	・・・	・・・	・・・
18	0.120	0.940	0.880	35	0.064	0.968	0.936				

≪価格（評価額）の計算例≫

★取得価額：１００万円、取得年月：令和６年７月、耐用年数：３年の場合★

・前年中取得の減価残存率：（１－０．５３６／２）＝０．７３２
・前年前取得の減価残存率：（１－０．５３６）＝０．４６４

令和　７年度　１，０００，０００　×　０．７３２　＝　７３２，０００円
令和　８年度　７３２，０００　×　０．４６４　＝　３３９，６４８円
令和　９年度　３３９，６４８　×　０．４６４　＝　１５７，５９６円
令和１０年度　１５７，５９６　×　０．４６４　＝　７３，１２４円
令和１１年度　７３，１２４　×　０．４６４　＝　３３，９２９円　＜　５０，０００円

※令和１１年度時点で、算出額が取得価額の５％（５０，０００円）より小さくなるため、令和１１年度以降は５０，０００円で評価されます。

＜参考＞国税の取扱いとの比較

項　　目	固定資産税の取扱い	国税の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（１月１日）	事業年度（決算期）
減価償却の方法	原則として「固定資産評価基準」に定める減価率によります。（５頁をご参照ください。）	定率法又は定額法の選択制
前年中の新規取得資産	半年償却（１／２）	月割償却
圧縮記帳の制度（＊１）	制度なし	制度あり
特別償却・割増償却（租税特別措置法）	制度なし	制度あり
増加償却　（法人税法施行令・所得税法施行令）（＊２）	制度あり	制度あり
評価額の最低限度	取得価額の１００分の５	備忘価額１円
改良費	区分評価	原則区分評価、一部合算も可

＊１　固定資産税の取り扱いでは、圧縮記帳の制度は認められませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮をしたものについては、圧縮前の取得価額を申告してください。
＊２　法人税法施行令第６０条又は所得税法施行令１３３条の規定により、税務署長に増加資産の届出を行っている資産については、「届出書」の写しを申告の際に添付してください。

（２）課税標準額

個々の資産の価格（評価額）の合計額が課税標準額となります。

※　課税標準額は１，０００円未満切捨て

※　課税標準の特例が適用される場合は、その該当資産については、価格（評価額）にその特例率を乗じた額が課税標準額となります。

※　課税標準の特例を適用する場合には、償却資産の申告とは別に、特例適用申告書等の提出が必要な場合がありますので、担当までお問い合わせください。

＜課税標準の特例＞

地方税法３４９条の３及び本法附則第１５条などの規定により、一定の要件を備える償却資産については、課税標準の特例が適用されます。課税標準の特例の適用を受ける資産については、種類別明細書の摘要欄にその旨と適用条項を記入し、特例該当資産であることが確認できる書類等を添付してください。

【課税標準の特例適用資産（例）】＊　改正により、該当資産、適用年度、範囲等が変更になることがあります。

<table>
<tr><th colspan="2">対象施設等</th><th>特例割合</th><th>根拠法令</th></tr>
<tr><td>特定都市河川浸水被害対策法等に規定する雨水貯留浸透施設</td><td>令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで</td><td>３分の１</td><td>法附則第１５条第４０項</td></tr>
<tr><td rowspan="2">再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて取得した太陽光発電設備</td><td rowspan="2">令和 6 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までに取得したもの（取得後 3 年度分）</td><td>３分の２
（1,000kW 未満）</td><td>法附則第１５条第２５項第１号イ</td></tr>
<tr><td>４分の３
（1,000kW 以上）</td><td>法附則第１５条第２５項第３号イ</td></tr>
<tr><td rowspan="2">中小企業等経営強化法に規定する先端設備等の新規取得</td><td>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得したもの（取得後 3 年度分）</td><td>２分の１
（従業員に対する賃上げ表明 1.5%以上）</td><td rowspan="2">法附則第１５条第４３項</td></tr>
<tr><td>令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までに取得したもの（取得後 5 年度分）</td><td>４分の１
（従業員に対する賃上げ表明 3%以上）</td></tr>
</table>

（３）免税点

全資産の課税標準額の合計額が１５０万円未満の場合は、課税されません。

（４）税率・税額

課税標準額　×　税率（１．４%）　＝　税　額

（※税額は１００円未満切捨て）

【税額の計算例】

課税標準額　５，３０５，３０５円の場合

５，３０５，０００円 × １．４% ＝ ７４，２７０ ⇒ ７４，２００円（税額）

（1,000 円未満切捨て）　（税率）　（100 円未満切捨て）

５　その他

（１）固定資産税の納期

右のとおり、４回の納期となります。

１期	２期	３期	４期
４月	７月	１２月	２月

（２）非課税となる償却資産

地方税法第３４８条、同法附則第１４条に規定する一定の要件を備えた償却資産は、固定資産税が非課税になります。

該当する償却資産を所有されている方は、申告書にその事実を証明する書類を添付してください。

（３）調査協力のお願い

申告書の受理後、地方税法第３５３条及び第４０８条に基づいて実地調査を行うことがありますので、その際はご理解・ご協力をお願いします。なお、検査拒否にあたる場合には、地方税法３５４条の規定により、１年以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金を科されることがあります。

なお、調査に伴い申告漏れ等があった場合、修正申告をお願いすることがあります。その場合の課税は、地方税法第１７条の５第５項の規定により最大５年を限度とし、遡及することとなります。

※遡及により発生した過年度分の課税は、原則として一括で納付していただくこととなります。

（４）不申告または虚偽の申告をした場合

資産を所有する方で、正当な理由がなく申告をしなかった場合は、地方税法第３８６条及び豊山町税条例第６８条の規定により、過料を科せられる場合があるほか、地方税法第３６８条の規定により不足額に加えて延滞金を徴収する場合がありますので必ず期限までに申告してください。

また、虚偽の申告をした場合、地方税法第３８５条の規定により１年以下の拘禁刑又は罰金を科されることがあります。

【償却資産申告書の記載例】

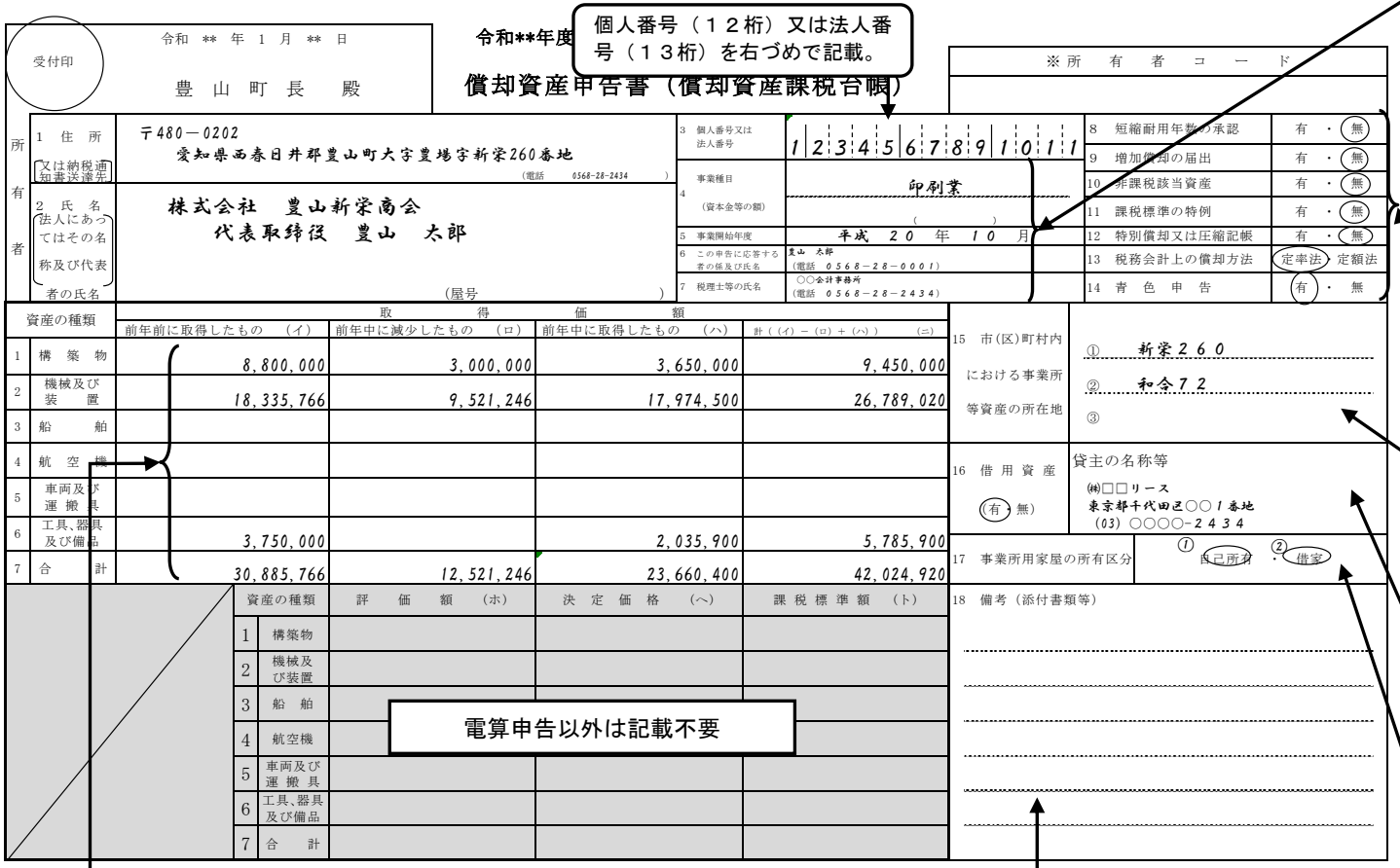

令和 ** 年 1 月 ** 日

豊 山 町 長　殿

受付印

令和**年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

個人番号（１２桁）又は法人番号（１３桁）を右づめで記載。

※ 所 有 者 コ ー ド

所有者

1 住所（又は納税通知書送達先）：〒480－0202 愛知県西春日井郡豊山町大字豊場字新栄260番地（電話 0568-28-2434）

2 氏名（法人にあってはその名称及び代表者の氏名）：株式会社 豊山新栄商会 代表取締役 豊山 太郎（屋号 ）

3 個人番号又は法人番号：1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 0 1 1

4 事業種目（資本金等の額）：印刷業（ ）

5 事業開始年度：平成 20 年 10 月

6 この申告に応答する者の係及び氏名：豊山 太郎（電話 0568－28－0001）

7 税理士等の氏名：○○会計事務所（電話 0568－28－2434）

8	短縮耐用年数の承認	有 ・ (無)
9	増加償却の届出	有 ・ (無)
10	非課税該当資産	有 ・ (無)
11	課税標準の特例	有 ・ (無)
12	特別償却又は圧縮記帳	有 ・ (無)
13	税務会計上の償却方法	(定率法) 定額法
14	青色申告	(有) ・ 無

資産の種類		取得価額 前年前に取得したもの （イ）	前年中に減少したもの （ロ）	前年中に取得したもの （ハ）	計（イ）－（ロ）＋（ハ） （ニ）
1	構築物	8,800,000	3,000,000	3,650,000	9,450,000
2	機械及び装置	18,335,766	9,521,246	17,974,500	26,789,020
3	船舶				
4	航空機				
5	車両及び運搬具				
6	工具、器具及び備品	3,750,000		2,035,900	5,785,900
7	合計	30,885,766	12,521,246	23,660,400	42,024,920

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地：① 新栄２６０ ② 和令７２ ③

16 借用資産：(有) 無　貸主の名称等：㈱□□リース 東京都千代田区○○１番地 (03) ○○○○－２４３４

17 事業所用家屋の所有区分：① (自己所有) ・ ② (借家)

18 備考（添付書類等）

資産の種類		評価額 （ホ）	決定価格 （ヘ）	課税標準額 （ト）
1	構築物			
2	機械及び装置			
3	船舶			
4	航空機			
5	車両及び運搬具			
6	工具、器具及び備品			
7	合計			

電算申告以外は記載不要

【４事業種目】
事業の内容を具体的に記載（例：小売業、電気業など）。事業種目が複数ある場合は、主たる事業種目を記載。法人の場合は、資本金又は資本の金額も記載。
【５事業開始年月】
個人の方は事業を開始した年月、法人の方は設立年月を記載。
【６この申告に応答する者の係及び氏名】
申告書の内容について問合せ先となる経理担当等の部署、氏名、電話番号を記載。
【７税理士等の氏名】
税理士等が関与している場合は、その所属組織、氏名、電話番号を記載。

【８～１４短縮耐用年数の承認等】
各項目の有無等について、該当する方を○で囲む。

【１５資産の所在地】
豊山町内にある事業所等の資産の所在地を記載。また資産所在地が複数ある場合は、各々の所在地を記載し、主たる所在地を①から順番に記載。

【１６借用資産】
借用資産の有無について、該当する方を○で囲む。借用資産がある場合には、貸主の名称、住所等を記載。

【１７事業所用家屋の所有区分】
該当する方を○で囲む。
事業所用家屋がある場合は、「１５資産の所在地」の該当番号を記載。

【取得価額】
「前年前に取得したもの（イ）」：
この額は前年度の申告書の（ニ）の欄の額と同じ。
「前年中に減少したもの（ロ）」：
（イ）のうち、前年中に減少した資産の取得価額を記載。
「前年中に取得したもの（ハ）」：
今回新たに申告する資産の取得価額を記載。申告もれや、移動による受入れ資産についても、（イ）ではなく（ハ）に記載。
★増減申告の場合、（ロ）及び（ハ）欄の合計額は、それぞれ種類別明細書（減少資産用）及び（増加資産用）の取得価額の合計額と同じ。

【１８備考】
（該当する場合のみ）
前年度に申告された方で、前年中に資産の異動がなかった場合は「増減なし」、初めて申告される方で申告する該当資産がない場合は「該当資産なし」、前年中に廃業をした場合は「廃業」とその年月を記載。
（その他）
①前年中に資産所在地、所有者の住所、氏名または名称等に異動があった場合は、異動年月日、旧資産所在地、旧住所、旧氏名または旧名称等を記載。
②納税管理人を定めている場合は、その方の住所、氏名を記入。
③その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項を記載。

【種類別明細書（増加資産・全資産用）の記載例】（一般方式）

※　前年度申告された方は、前年中に増加した資産を記載してください。
※　今回初めて申告される方は、全資産を記載してください。
※　法人税・所得税申告書に記載されている減価償却資産との整合性にご注意ください。
　　法人・・・法人税申告書の別表１６（１）、１６（２）、１６（７）から記載。
　　個人・・・所得税申告書収支内訳書の減価償却費の計算から記載。

【①資産の種類】
資産の種類に応じて、下の数字を記載。
構築物・建物附属設備…１　機械・装置…２
船舶…３　航空機…４
車両・運搬具…５　工具・器具・備品…６

【②取得年月】
資産を実際に取得した年月を記載。年号は、「３：昭和」、「４：平成」、「５：令和」。改良費については、本体部の取得時期とは別に、次の行に「改良費」としてその改良を加えた年月を記載。なお、１月１日に取得した場合は、その前年の 12 月を取得年月とする。

【③取得価額】
資産を取得するために支出した金額又は支出すべき金額（附帯費用を含む。）を記載。
※注意事項
ア　圧縮記帳は、固定資産税の評価上、認められていないため、圧縮額を含めた取得価額を記載。
イ　事業専有割合による取得価額のあん分は、固定資産税の評価上認められていないので、当初の取得価額（付帯費用を含む。）を記載。
ウ　店舗設備等を居抜きで購入した場合や資産を無償で譲り受けた場合で、取得価額が不明なものについては、取得価額を見積もって記載。

【④耐用年数】
「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（耐用年数省令）の別表第１、第２、第５及び第６に掲げる耐用年数を記載。
なお、中古資産について、見積耐用年数を適用している場合は、その耐用年数を、国税局長の承認を得て短縮耐用年数を適用している場合はその耐用年数を記載。

【⑤増加事由】
該当する事由を〇で囲む。
１…新品取得　２…中古取得
３…移動取得、　４…その他

【⑥摘　要】
当該資産に係る特記事項としてア～カのような事項を記載。
ア　課税標準の特例の適用がある資産は、その旨の表示と適用条項。（例：特 349 の３①）
イ　他の市町村からの移動等により受け入れた資産は、移動の年月。（例：R5.6 〇〇市）
ウ　耐用年数の短縮を適用している資産は、その旨の表示。（例：短縮）
エ　中古資産の見積耐用年数を適用している資産は、その旨の表示。（例：中古）
オ　増加償却を行っている資産は、その旨の表示。（例：増加償却）
カ　その他、当該資産の価格の決定にあたって必要な事項。

令和 ** 年度

第二十六号様式別表一（提出用）

※所有者コード

種類別明細書（増加資産・全資産用）

所有者名　㈱豊山新栄商会

1 枚のうち 1 枚目

行番号	①資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	②取得年月 年号	年	月	③取得価額	④耐用年数	減価残存率	価額	課税標準の特例 率	コード	課税標準額	⑤増加事由	⑥摘要
								円			円			円		
01	1		アスファルト舗装工事	1	4	18	4	3,650,000	10						1・2・3・④	令伴による受入れ
02	2		オフセット印刷機	1	5	5	6	7,328,000	10						①・2・3・4	
03	2		製本用機械	1	5	5	8	1,650,000	7						①・2・3・4	
04	2		デジタル印刷機	1	4	19	9	8,996,500	4						1・2・3・④	申告もれ H20税正前 10千
05	6		応接セット一式	1	5	5	6	1,260,000	8						①・2・3・4	
06	6		BS36型テレビ	1	4	21	6	375,900	5						1・2・③・4	申告もれ 今
07	6		ノートパソコン（PCV3）	1	4	29	11	400,000	4						1・2・③・4	R5.6 春日井市
08															1・2・3・4	
09															1・2・3・4	
10															1・2・3・4	
11															1・2・3・4	
12															1・2・3・4	
13															1・2・3・4	
18															1・2・3・4	
19															1・2・3・4	
20															1・2・3・4	
			小計	7				23,660,400								豊山町

電算申告以外は記載不要

電算申告以外は記載不要

償却資産申告書の取得価額の（ハ）欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記。

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、 2 中古品取得、 3 移動による受入れ、 4 その他 のいずれかに〇印を付けてください。

【種類別明細書（減少資産用）の記載例】（一般方式）

※　すでに前年度までに申告している資産が、前年中に減少があるものについて記載。

【資産の種類、資産番号、資産の名称等】
申告書に同封した**償却資産細目一覧表（前年度の資産（昨年申告分））から**、減少した資産の「資産の種類」、「資産番号」、「資産の名称等」を転記。

【数量・取得価格】
資産の一部が減少した場合は、減少した資産の数量、取得価格を記載。

【減少の事由及び区分】
該当する番号を〇で囲み、「摘要」欄に該当資産の売却先、移動先等、具体的な減少内容を記載。

償却資産申告書の取得価額の（ロ）欄へ、資産の種類ごとに集計し、転記。

（株）豊山新栄商会

1 枚のうち 1 枚 目

行番号	資産の種類	資産番号	資産の名称等	数量	取得年月 年号	年	月	取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分 1 売却 2 滅失 3 移動 4 その他	減少の事由及び区分 1 全部 2 一部	摘要
01	1	8900001	コンクリート舗装	1	3	63	7	3,000,000	15		1・②・3・4	①・2	
02	2	9100002	裁断機	1	4	3	10	3,702,206	10		1・2・③・4	①・2	H29.6 春日井市へ移動
03	2	0200002	フォーム印刷機	2	4	14	9	5,819,040	10		①・2・3・4	1・②	3台のうち2台を（有）豊山社会教育出版へ売却
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	
			小　計	4				12,521,246					

（十六号様式別表二（提出用））

豊山町